

(4)いじめ防止基本方針

中城南小学校

① いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

[参考資料：文部科学省 H29年3月]

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- 1) いじめをしない・させない・見逃さない雰囲気作りに努める。
- 2) 人権を知識として理解させるのではなく、直感的な感性や人権感覚として身に付けさせる。
- 3) いじめの早期発見として様々な手段を講じる。
- 4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- 5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

② いじめ防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むことができるようにする。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

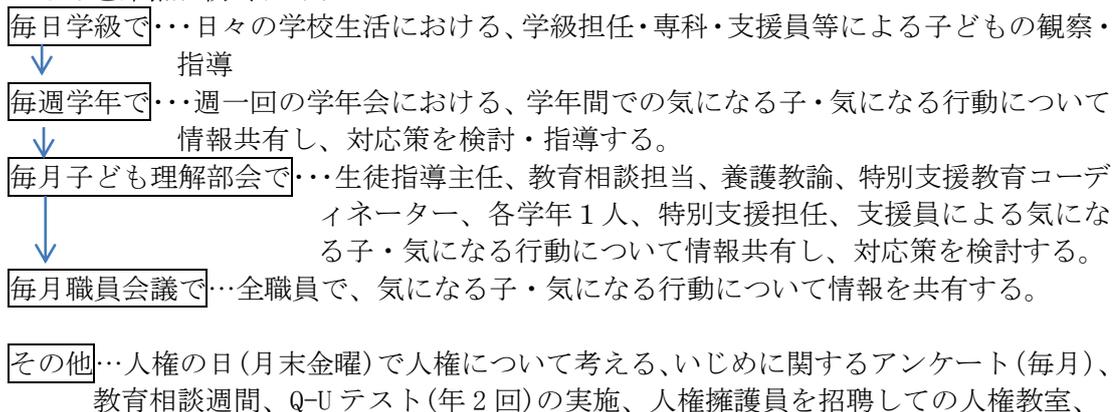
- 1) いじめをしない・させない・見逃さない雰囲気作りに努める。
 - ・毎年6月と11月をいじめ防止月間に設定し、いじめアンケートや教育相談週間、児童会の挨拶運動等と関連づけて、いじめ防止に対する意識の高揚を図る。
 - ・年に二回Q-Uテストを実施し、その結果をもとに子ども達への声かけや支援を行う。
- 2) 人権を知識として、理解させるのではなく、直感的な感性や人権感覚として身に付けさせる。
 - ・毎月、月末金曜日の「朝の活動」の時間を人権について考える時間として設定し、意識高揚を図る。
 - ・毎月のテーマに沿って、学級・学年で活動内容を計画し実施する。
(読み聞かせ・話し合い・作文・資料等)
 - ・人権擁護員を招聘して人権教室を開催する。

3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすようにする。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口利用も検討する。

③ 具体的な取り組みと流れ

1) いじめを未然に防ぐために



2) いじめの重大事態が起きたとき

